

特許流通促進事業について

独立行政法人工業所有権情報・研修館 流通部長 亀ヶ谷 明久

PROFILE

平成4年特許庁入庁、無機化学系分野の審査官、平成9年国際課、平成12年通商産業省（現経済産業省）知的財産政策室課長補佐、平成18年秘書課長補佐、平成20年審判官、平成22年先任上席審査官を経て、平成22年4月より現職。



1 特許流通促進事業 (特許流通・技術移転市場の整備)

現在、我が国では「知的財産立国」の実現を目指して、知的財産の創造、保護及び活用を促進するための様々な取り組みが行われている。

独立行政法人工業所有権情報・研修館¹では、平成9年度に特許庁が開始した「特許流通促進事業」を引き継いで、中小・ベンチャー企業や大学・研究機関等の知的財産活用を支援するため、特許流通促進に向けた各種事業を実施している。

第二期中期目標期間（平成18年4月1日～平成

23年3月31日）においては、権利譲渡又は実施許諾の用意がある特許（以下「開放特許」という。）が中小・ベンチャー企業等において有効に活用されるよう円滑な情報提供を行うとともに、特許流通に係る専門人材の育成を促進することにより、開放特許の流通等が民間や地方公共団体等の関係者間で自立的に行われ、特許流通市場が発展していけるような環境を整備することを事業の目標としている。

特許流通促進事業は、以下の「人材活用等による特許流通の促進」、「開放特許情報等の提供・活用の促進」、「知的財産権取引事業の育成支援」を3つの柱として、公的支援サービスを基本的に無料で提供している。

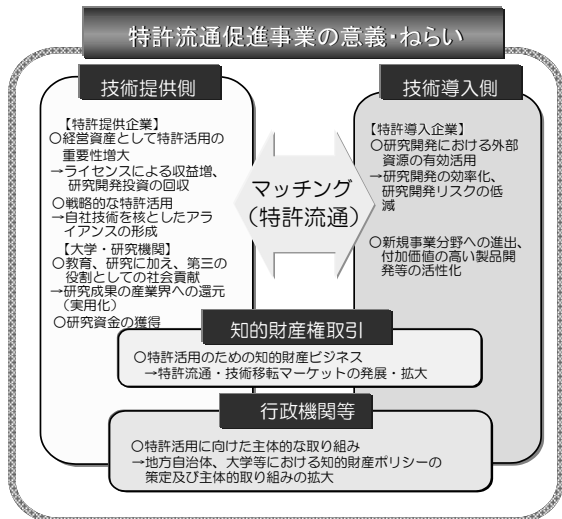


図1 特許流通促進事業の意義・ねらい

1 平成13年4月、中央省庁等改革の一環として発足した独立行政法人。平成18年4月より非公務員型の独立行政法人となった。

2 人材活用等による特許流通の促進

(1) 特許流通アドバイザーの派遣

(<http://www.ryutu.inpit.go.jp/advisor/>)

特許流通アドバイザー派遣事業は、特許流通の拡大を図ると同時に、特許を活用できる企業の裾野を広げることが目的として、平成9年度から開始した事業である。特許流通アドバイザーは、企業訪問を中心に活動を行い、企業、大学、研究機関が保有する開放特許・技術シーズの発掘と中小企業等の特許導入ニーズを把握し、両者の仲介支援、技術移転に関する相談やアドバイスを無料で実施している。

事業開始当初は、中小企業に対する支援施策の一環として、大企業の開放特許を中小企業に移転することに主

眼を置き、地方自治体に特許流通アドバイザーを派遣した。その後、大学の研究成果・技術シーズを産業界に移転することを促すため、平成10年度からはTLO（技術移転機関）にも特許流通アドバイザーを派遣し、現在に至っている。平成22年度は、地方自治体に52名、TLOに31名（合計83名）の特許流通アドバイザーを派遣している。

特許流通促進事業の成果の一つとして、特許流通アドバイザーが仲介した特許ライセンス契約等の成立（成約）がある。成約件数は、事業開始当初の平成9年度にはわずか6件であったものが、平成19年11月には、1万件を突破し、平成22年3月末には、累計で13,427件となっている。

さらに、特許流通促進事業による経済的インパクト²は毎年着実に増加しており、平成21年12月末には、累計で約3,290億円となった。これは、前年の調査結果に比べ、約9.6%の増加であり、これまでに投入した事業費総額の約8.9倍に相当するものであって、特許流通促進事業の成果が着実に伸びてきていることが示されている。

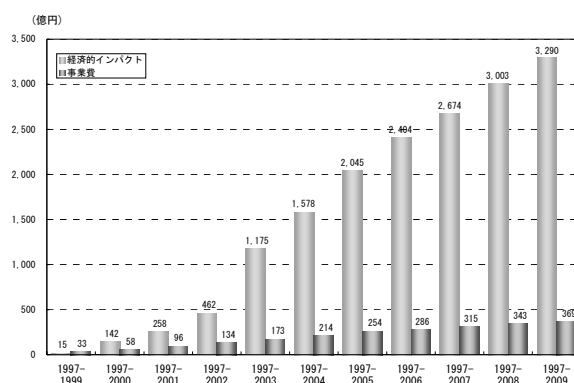


図3 特許流通促進事業による経済的インパクトと事業費（累計）

現在、特許流通アドバイザー83名によって全国的なネットワークが構築されていることにより、各地方自治体の垣根を越えた全国的な技術移転が活発化している（成約案件の約60パーセントは他県の企業、大学等との間のものである）。これは、特許流通アドバイザー間の情報の共有化とともに、多種多様な技術者集団によるあらゆる分野でのノウハウの交換が機能していることが大きな要因と考えられる。

なお、現在も中小企業や大学を支援するという考え方に変わりはないが、事業開始当初に意図した「大企業から中小企業」への特許流通に限らず、「大学から大企業・中小企業」、「中小企業から中小企業」等の様々な形態の技術移転が実現している。

また、各地域において年間100回以上の企業訪問を行い、経営者の様々な相談を受けてきたことにより信頼を得た結果、優れた技術力を持ちつつも必ずしも特許に対する意識が高くなかった企業が、技術開発に特許情報を活用するようになったり、特許出願件数が増加したり、さらには知的財産を扱う部署を新設したりするなど、企業における知的財産活用に対する意識の変化も、本事業の大きな成果である。

平成19年度からは、これまでの活動に加えて、特許流通促進活動が地域に根付き、地域の関係者間で自立的に行われる環境を整備するため、地方自治体における特許流通専門人材の育成を支援している。具体的には、地方自治体の技術移転に関わる人材（特許流通アシスタントアドバイザー）に対して、特許流通アドバイザーが、

特許流通アドバイザーの成約件数の推移（累計）

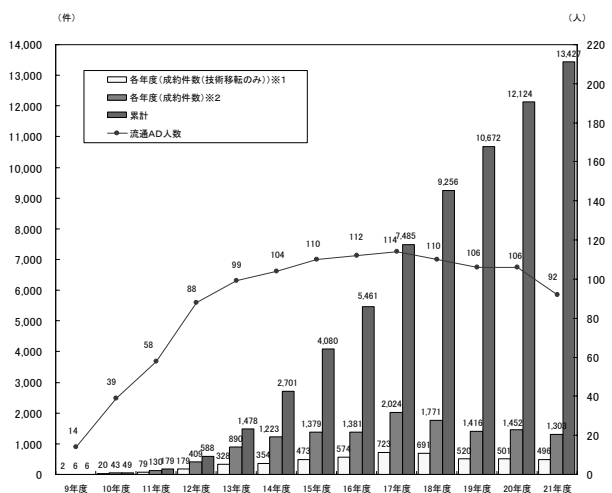


図2 特許流通アドバイザー技術移転成約件数の推移（累計）

² 経済的インパクトは、特許流通アドバイザーの活動により発生した金銭移動の総額（事業経費は含まない）。具体的には導入した特許技術に基づき製造した製品の売上高、製造のための開発・投資額、ライセンス収入、新規雇用者人件費の合計。

日頃の活動を通じたOJTによる指導や、特許流通に関するノウハウの継承を行っており、平成19年度からの3年間で56名の育成が完了している。

3 開放特許情報等の提供・活用の促進

(1) 特許流通データベースの整備

(<http://www.ryutu.inpit.go.jp/db/>)

特許流通データベースは、産業界、特に中小・ベンチャー企業に開放特許を円滑に流通させ実用化を推進していくため、企業、大学、研究機関等が保有する開放特許に関する「ライセンス情報（譲渡含む）」や「ニーズ情報（導入希望情報）」を一括してインターネット上で検索できるデータベースとして提供しているものである。

平成21年度からは、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の円滑な利用を促進するため、リサーチツール特許を一括して検索できるリサーチツール特許データベースの提供も行っており、特許流通データベースには、平成21年度末で約4万6千件（うち、大学・研究機関は約2万5千件）のライセンス情報が登録されている。

また、単独のライセンスでは商品化や事業実施が難しいことや、単独の技術ではその技術の利用可能性を想起することが難しいことから、平成22年3月からは複数のライセンス情報を1つのライセンスパッケージ（特

許群）として登録・提供できる機能を特許流通データベースに追加した。

(2) 開放特許活用例集の提供

(<http://www.ryutu.inpit.go.jp/db/description/open/>)

開放特許活用例集は、特許流通データベースに登録されている開放特許の中から、事業化の可能性が高いと思われる案件に、製品・事業のアイデアを付加して冊子として提供しているものである。また、ウェブサイトにおいても開放特許活用例集を掲載しており、技術シーズの導入や提供の一つのヒントとして活用できる。

(3) 特許情報活用支援アドバイザーの派遣

(<http://www.ryutu.inpit.go.jp/ptpadv/>)

今日の知的財産の創造、保護及び活用を図るプロセスにおいて、権利情報であり最新の技術情報である特許情報を有効に活用することは、企業における知的財産戦略を推進する上で重要な鍵を握っている。そこで、特に中小・ベンチャー企業等における特許情報の有効活用を促進するため、特許情報活用支援アドバイザーを地方自治体に派遣し（52名）、特許電子図書館（IPDL）を利用した特許情報の検索方法（検索デモンストレーションを含む）や活用に関する相談に応じるとともに、講習会を開催する等、特許情報活用に関する幅広い支援活動を無料で行っている。



図4 特許流通データベースの仕組み

4 知的財産権取引事業の育成支援

(1) 知的財産権取引業者データベースの提供

(<http://www.ryutu.inpit.go.jp/agents/>)

知的財産権取引業者データベースは、知的財産権取引ビジネスを振興するため、知的財産権取引を行う事業者が提出したサービス内容等の情報を蓄積し、ウェブサイトにおいて提供しているものである。さらに、データベースに登録した事業者による技術移転成功事例も紹介している。

(2) 特許ビジネス市の開催

(<http://www.ryutu.inpit.go.jp/business/>)

特許ビジネス市は、特許技術などのシーズを保有する企業や大学が、特許技術の内容や効果に加え、商品開発のポイントとなるビジネスプラン等を発表し、金融機関、証券会社、商社、シンクタンク、民間知財業者、ライセンス候補企業、一般参加者から当該技術についてライセンス契約や共同研究、資金提供等の各種提携の申出を募る場として開催しているものである。また、地方自治体が企画・開催する地域版の特許ビジネス市に対する開催支援も行っている。

(3) 国際特許流通セミナーの開催

(http://www.ryutu.inpit.go.jp/seminar_a/)

AUTM（米国大学技術管理者協会）や LESI（国際ライセンス協会）の会長をはじめとする国内外の第一線で活躍している技術移転の専門家による基調講演、パネルディスカッション及びワークショップから成る国際特許流通セミナーを毎年開催している。

本セミナーでは、技術移転におけるグローバルな考え方を習得できるほか、国内外の技術移転関係者とのネットワークを形成する機会として毎年約 3 千名の参加を得ている。

(4) 特許流通講座の開催

(<http://www.ryutu.inpit.go.jp/training/>)

知的財産権取引事業育成支援のための環境整備の一環として、特許流通・技術移転に必要な知識を習得するための研修である特許流通講座を全国各地で開催している。

特許流通講座は、既に知的財産権取引ビジネスに携わっている人材だけでなく、今後実務に携わる意思のある人材や学生にも広く受講の機会を提供するものである。

5 おわりに

これまでの十余年にわたり特許庁及び工業所有権情報・研修館において実施してきた特許流通促進事業に関して、「経済産業省所管独立行政法人の改革について」（平成 22 年 4 月 19 日、経済産業省）³において公表されたように、現行スキームによる事業は、平成 22 年度末をもって廃止されることとなっている。

他方、世界経済の混迷が長期化する中、我が国が持続的な経済成長・発展を遂げていくためには、企業が新たに開発した技術や他社等が有する開放可能な技術などの知的財産を戦略的に活用し、新事業の創出を図っていくことが必要不可欠であり、その重要性は益々高まっている。

そのため、これまでに大きな成果を上げてきた特許流通活動は、今後、その主役を地方自治体が担い、育成された地方自治体における特許流通専門人材等により実施されていくことが望まれる。それにあたり、国からは、地域における特許流通活動を支援するインフラの提供や人材育成等を行うことが検討されているところである。これにより、各地域において引き続き特許流通活動が実施され、それが地域経済のさらなる発展に資するものとなっていくことを期待したい。

3 経済産業省所管独立行政法人の改革について（一部抜粋）

「特許流通促進事業については、その目的であった特許流通市場の活性化のための環境整備という点では一定の成果を上げた判断できるため、現行スキームによる事業は本年度末をもって廃止する。なお、地方の中小企業の知財活用の促進がますます重要になっている状況に鑑み、より効果的な対策を講ずる必要性があるかどうかについて、他の中小企業政策との連携も視野に、ゼロベースで検討する。」（<http://www.meti.go.jp/topic/data/100419bj.html>）